(注) 賞与については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の労働意欲の向上等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、受入事業主に雇用される通常の労働者と同様に送出労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、送出労働者に対し、受入事業主に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の送出労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該賞与の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。	（新設）
3　退職手当 退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、受入事業主に雇用される通常の労働者と同様に送出労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、送出労働者に対し、受入事業主に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた均衡のとれた内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の送出労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。	（新設）
4　各種手当（退職手当を除く。）	3　手当
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　無事故手当 受入事業主に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一の送出労働者には、受入事業主に雇用される通常の労働者と同一の無事故手当を支給しなければならない。	（新設）
(8)　（略）	(7)　（略）
(9)　住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの 送出事業主は、住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるものについて、受入事業主に雇用される通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある送出労働者には、受入事業主に雇用される通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） 受入事業主であるＡ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれる通常の労働者であるＸには住宅手当を支給している。一方で、送出事業主であるＢ社においては、送出労働者であるＹには転居を伴う配置の変更が見込まれないため、住宅手当を支給していない。 （問題となる例） 受入事業主であるＡ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれることを理由として、通常の労働者であるＸに対し、住宅手当を支給しており、当該変更が見込まれないことを理由として、送出事業主であるＢ社においては、送出労働者であるＹには住宅手当を支給していないが、Ａ社では実態として通常の労働者に対しても、転居を伴う配置の変更を命じていない。	（新設）